

○浦安市環境保全条例

平成20年12月25日

条例第36号

改正 令和3年3月12日条例第8号

浦安市公害防止条例（昭和47年条例第10号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 環境の保全に関する施策（第4条—第9条）

第3章 公害の防止

第1節 ばい煙等に関する規制等（第10条—第23条）

第2節 騒音又は振動に関する規制等

第1款 騒音等特定施設及び特定作業（第24条—第35条）

第2款 特定建設作業（第36条—第38条）

第3款 拡声機の使用及び夜間の飲食店営業等（第39条—第43条）

第3節 自動車の排出ガス等に関する規制等（第44条—第46条）

第4節 地盤の沈下等に関する規制（第47条—第57条）

第4章 良好な生活環境の保持等（第58条—第62条）

第5章 地球環境の保全（第63条—第66条）

第6章 雑則（第67条—第70条）

第7章 罰則（第71条—第74条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、浦安市環境基本条例（平成15年条例第31号）の本旨にのっとり、環境の保全に関し市の施策を定めてこれを推進し、及び公害の防止のための規制その他の措置を講ずることにより、環境の保全を図り、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定め

るところによる。

- (1) 環境への負荷 浦安市環境基本条例第2条第1号に規定する環境への負荷をいう。
- (2) 地球環境の保全 浦安市環境基本条例第2条第2号に規定する地球環境の保全をいう。
- (3) 公害 浦安市環境基本条例第2条第3号に規定する公害をいう。
- (4) 滞在者等 浦安市環境基本条例第2条第4号に規定する滞在者等をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例における用語の意義は、浦安市環境基本条例の例による。

(責務)

第3条 市、事業者、市民及び滞在者等は、浦安市環境基本条例第3条に定める環境の保全に関する基本理念にのっとり、環境の保全が図られるように、それぞれの立場において、同条例第4条から第7条までに規定する責務を果たさなければならない。

第2章 環境の保全に関する施策

(大気の保全のための施策)

第4条 市は、自然エネルギー（太陽光、太陽熱、バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）を利用して得ることのできるエネルギーその他環境の保全上の支障を生じさせないエネルギーをいう。以下同じ。）の活用及びエネルギーの使用の合理化（一定の目的を達成するためのエネルギーの使用に際して、より少ないエネルギーで同一の目的を達成するために徹底的な効率の向上を図ることをいう。以下同じ。）に関する知識の普及及び啓発その他の大気の保全に係る施策を実施するものとする。

(公共用水域の水質の保全のための施策)

第5条 市は、生活排水（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第9項に規定する生活排水をいう。以下同じ。）その他の排水による公共用水域（同条第1項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。）の水質の汚濁の防

止に関する知識の普及及び啓発その他の公共用水域の水質の保全に係る施策を実施するものとする。

(令3条例8・一部改正)

(地盤の沈下等の防止のための施策)

第6条 市は、地盤の沈下、地下水位の著しい低下、土壌の汚染及び地下水の汚染の防止に関する知識の普及及び啓発その他の地盤の沈下、地下水位の著しい低下、土壌の汚染及び地下水の汚染の防止に係る施策を実施するものとする。

(騒音等の防止のための施策)

第7条 市は、騒音、振動及び悪臭の防止に関する知識の普及及び啓発その他の騒音、振動及び悪臭の防止に係る施策を実施するものとする。

(航空機騒音の調査及び公表)

第8条 市長は、航空機の騒音の防止に資するため、必要に応じ航空機の騒音の状況を調査し、その結果を公表するものとする。

(自動車の使用に伴う公害の防止のための施策)

第9条 市は、環境への負荷がより少ない自動車への転換の促進、自動車の使用の合理化の促進、道路環境の改善並びにこれらに関する知識の普及及び啓発その他の自動車の使用に伴う公害の防止に係る施策を実施するものとする。

第3章 公害の防止

第1節 ばい煙等に関する規制等

(定義)

第10条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ばい煙 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第1項に規定するばい煙をいう。
- (2) 粉じん 大気汚染防止法第2条第7項に規定する粉じんをいう。
- (3) ばい煙特定施設 工場又は事業場（以下「工場等」という。）に設置される施設でばい煙を発生し、及び排出するもののうち、当該施設から排出されるばい煙が大気汚染の原因となるものであって規則で定めるものをいう。

(4) 規制基準 ばい煙特定施設において発生し、排出口から大気中に排出されるばい煙の量の許容限度をいう。

(令3条例8・一部改正)

(規制基準)

第11条 市長は、規制基準を規則で定めるものとする。

2 市長は、規制基準を定めようとするときは、浦安市環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(規制基準の遵守義務)

第12条 ばい煙特定施設を設置している者は、当該ばい煙特定施設に係る規制基準を遵守しなければならない。

(ばい煙特定施設の設置の届出)

第13条 ばい煙特定施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名）
- (2) 工場等の名称及び所在地
- (3) ばい煙特定施設の種類
- (4) ばい煙特定施設の構造
- (5) ばい煙特定施設の使用の方法
- (6) ばい煙の処理の方法
- (7) その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出には、当該ばい煙特定施設の配置図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(経過措置)

第14条 一の施設がばい煙特定施設となった際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）は、当該施設がばい煙特定施設となった日の翌日から起算して30日以内に、規則で定めるところにより、前条第1項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(ばい煙特定施設の変更等の届出)

第15条 第13条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第13条第1項第3号から第6号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 第13条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(計画変更勧告)

第16条 市長は、第13条第1項又は前条第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係るばい煙特定施設において発生するばい煙の量が規制基準に適合しないことによりそのばい煙特定施設の設置に係る工場等の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、その届出があった日の翌日から起算して60日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、ばい煙特定施設の構造若しくは使用の方法又はばい煙の処理の方法に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。

(実施の制限)

第17条 第13条第1項に規定するばい煙特定施設を設置しようとする者又は第15条第1項の規定により届け出なければならない事項の変更をしようとする者は、当該事項に係る届出をした日の翌日から起算して60日を経過した日以後でなければ、それぞれの届出に係るばい煙特定施設を設置し、又はばい煙特定施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙の処理の方法を変更してはならない。

2 市長は、第13条第1項又は第15条第1項の規定による届出に係る工場等の周辺的生活環境が損なわれないと認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名の変更等の届出)

第18条 第13条第1項又は第14条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第13条第1項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係るばい煙特定施設の使用を廃止したときは、その変更の日又は廃止の日の翌日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

第19条 第13条第1項又は第14条第1項の規定による届出をした者から、その届出に係るばい煙特定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該ばい煙特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第13条第1項又は第14条第1項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（その届出に係るばい煙特定施設を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該ばい煙特定施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により、第13条第1項又は第14条第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日の翌日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

（改善勧告、改善命令等）

第20条 市長は、ばい煙特定施設において発生するばい煙が規制基準に適合しないことによりその工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、当該ばい煙特定施設を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、ばい煙特定施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙の処理の方法を改善し、又はばい煙特定施設の使用の一時停止をすべきことを勧告することができる。

2 市長は、第16条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないでばい煙特定施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

3 前2項の規定は、第14条第1項の規定による届出をした者の当該届出に係るばい煙特定施設については、同項に規定するばい煙特定施設となった日の翌日から起算して1年間は、適用しない。ただし、その者が第15条第1項の規定による届出をした場合において当該届出があった日の翌日から起算して60日を経過したときは、この限りでない。

（事故時の措置等）

第21条 ばい煙特定施設を設置している者は、ばい煙特定施設について故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙が大気中に排出されたことにより当該工

場等の周辺の生活環境が損なわれるおそれがあるときは、直ちに、その事故についての応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するよう努めなければならない。

2 前項の場合においては、ばい煙特定施設を設置している者は、直ちに、その事故の状況を市長に通報しなければならない。

3 市長は、第1項の事故に係るばい煙特定施設を設置している者が同項の応急の措置を講じていないと認めるときは、当該者に対し、期限を定めて、同項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

(ばい煙の量の測定等)

第22条 ばい煙特定施設を設置している者は、当該ばい煙特定施設の排出口から大気中に排出されるばい煙の量を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

(粉じんの飛散の防止)

第23条 建築物の所有者又は占有者は、市民の健康に係る被害を防止するため、粉じんのうち規則で定めるものの飛散の防止のための措置を講じなければならない。

第2節 騒音又は振動に関する規制等

第1款 騒音等特定施設及び特定作業

(定義)

第24条 この款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 騒音等特定施設 工場等に設置される施設のうち、著しい騒音又は振動(以下「騒音等」という。)を発生させる施設であって規則で定めるものをいう。

(2) 特定作業 著しい騒音等を発生する作業のうち、業として行われる作業であって規則で定めるものをいう。

(3) 規制基準 騒音等特定施設を設置する工場等又は特定作業を行う工場等(以下「特定工場等」という。)において発生する騒音等の特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度をいう。

(規制基準)

第25条 市長は、規制基準を規則で定めるものとする。

2 市長は、規制基準を定めようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(規制基準の遵守義務)

第26条 特定工場等を設置している者は、当該特定工場等に係る規制基準を遵守しなければならない。

(騒音等特定施設の設置の届出)

第27条 工場等（騒音等特定施設が設置されていないものに限る。）に騒音等特定施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名）
- (2) 工場等の名称及び所在地
- (3) 騒音等特定施設の種類及び能力ごとの数
- (4) 騒音等の防止の方法
- (5) 騒音等特定施設の使用の方法
- (6) その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出には、当該騒音等特定施設の配置図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(特定作業の実施の届出)

第28条 工場等（特定作業を行っていないものに限る。）において特定作業を行おうとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名）
- (2) 特定作業を行う場所
- (3) 特定作業を行う期間及び時間
- (4) 特定作業で使用する施設及びその能力ごとの数
- (5) 騒音等の防止の方法
- (6) その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出には、当該特定作業に使用される施設の配置図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(経過措置)

第29条 一の施設が騒音等特定施設となった際現に工場等（その施設以外の騒音等特定施設が設置されていないものに限る。）にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）又は一の作業が特定作業となった際現に工場等（その作業以外の特定作業が行われていないものに限る。）においてその作業を行っている者（その作業の目的に係る施設の設置の工事をしている者を含む。）は、当該施設が騒音等特定施設となった日又は当該作業が特定作業となった日の翌日から起算して30日以内に、規則で定めるところにより、それぞれ第27条第1項各号又は前条第1項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

2 第27条第2項の規定は前項の規定による騒音等特定施設に係る届出について、前条第2項の規定は前項の規定による特定作業に係る届出について準用する。

(騒音等特定施設等の変更等の届出)

第30条 第27条第1項、第28条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第27条第1項第3号から第5号まで又は第28条第1項第3号から第5号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、第27条第1項第3号若しくは第5号若しくは第28条第1項第3号に掲げる事項の変更が規則で定める範囲内である場合又は第27条第1項第4号若しくは第28条第1項第4号若しくは第5号に掲げる事項の変更が当該特定工場等において発生する騒音等の大きさの増加を伴わない場合は、この限りでない。

2 第27条第1項、第28条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、当該特定工場等に設置している騒音等特定施設以外の施設が騒音等特定施設となったとき、又は当該特定工場等で行っている特定作業以外の作業が特定作業となったときは、当該騒音等特定施設以外の施設が騒音等特定施設となった日又は当該特定作業以外の作業が特定作業となった日の翌日から起算して30日以内に、規則で定めるところにより、それぞれ第27条第1項各号又は第28条第1項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

3 第27条第2項の規定は前2項の規定による騒音等特定施設に係る届出につ

いて、第28条第2項の規定は前2項の規定による特定作業に係る届出について準用する。

(計画変更勧告)

第31条 市長は、第27条第1項、第28条第1項又は前条第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定工場等において発生する騒音等が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、その届出があった日の翌日から起算して30日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、騒音等の防止の方法、騒音等特定施設の使用の方法若しくは配置又は特定作業の作業時間に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。

(実施の制限)

第32条 第27条第1項に規定する騒音等特定施設を設置しようとする者、第28条第1項に規定する特定作業を行おうとする者又は第30条第1項の規定により届け出なければならない事項の変更をしようとする者は、当該事項に係る届出をした日の翌日から起算して30日を経過した日以後でなければ、それぞれの届出に係る騒音等特定施設を設置し、特定作業を開始し、又は同項の規定により届け出なければならない事項を変更してはならない。

2 市長は、第27条第1項、第28条第1項又は第30条第1項の規定による届出に係る特定工場等の周辺的生活環境が損なわれないと認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名の変更等の届出)

第33条 第27条第1項、第28条第1項又は第29条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第27条第1項第1号若しくは第2号若しくは第28条第1項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る特定工場等に設置する騒音等特定施設のすべての使用を廃止したとき、若しくは特定工場等で行う特定作業のすべてを行わなくなったときは、その変更の日又は廃止の日若しくは行わなくなった日の翌日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

第34条 第27条第1項、第28条第1項又は第29条第1項の規定による届出をした者から、その届出に係る特定工場等に設置する騒音等特定施設又は特定工場等で行う特定作業に使用される施設のすべてを譲り受け、又は借り受けた者は、当該騒音等特定施設又は当該特定作業に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第27条第1項、第28条第1項又は第29条第1項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（その届出に係る特定工場等に設置する騒音等特定施設又は特定工場等で行う特定作業に使用される施設のすべてを承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該騒音等特定施設若しくは当該特定作業に使用される施設のすべてを承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により、第27条第1項、第28条第1項又は第29条第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日の翌日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

（改善勧告、改善命令等）

第35条 市長は、特定工場等において発生する騒音等が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音等の防止の方法を改善し、又は騒音等特定施設の使用の方法若しくは配置若しくは特定作業の作業時間の変更をすべきことを勧告することができる。

2 市長は、第31条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで騒音等特定施設を設置し、若しくは特定作業を行っているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

3 前2項の規定は、第29条第1項の規定による届出をした者の当該届出に係る特定工場等については、同項に規定する騒音等特定施設となった日又は特定作業となった日の翌日から起算して1年間は、適用しない。ただし、その者が第30条第1項の規定による届出をした場合において当該届出があった日

の翌日から起算して30日を経過したときは、この限りでない。

第2款 特定建設作業

(定義)

第36条 この款において「特定建設作業」とは、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音等を発生する作業であって規則で定めるものをいう。

(特定建設作業の実施の届出)

第37条 特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の7日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名）
- (2) 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類
- (3) 特定建設作業を行う場所及び期間
- (4) 騒音等の防止の方法
- (5) その他規則で定める事項

2 前項ただし書の場合において、当該建設工事を施工する者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

3 前2項の規定による届出には、当該特定建設作業を行う場所の付近の見取図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(改善勧告、改善命令等)

第38条 市長は、特定建設作業に伴って発生する騒音等が規則で定める基準に適合しないことによりその特定建設作業を行う場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音等の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

3 市長は、第1項の規則で定める基準を定めようとするときは、審議会の意

見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

第3款 拡声機の使用及び夜間の飲食店営業等

(拡声機の使用の規制)

第39条 拡声機を使用する者は、区域ごとの音量、使用禁止時間その他の事項について規則で定める基準（以下この款において「使用基準」という。）を遵守しなければならない。

2 前項の規定は、次に掲げる放送については、適用しない。

- (1) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）の定めるところにより選挙運動又は選挙における政治活動を行うためにする拡声機の使用
- (2) 国又は地方公共団体の業務を行うためにする拡声機の使用
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校、専修学校若しくは各種学校又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設の行事を行うためにする拡声機の使用
- (4) 公共輸送機関の業務のうち旅客等の安全な輸送を行うためにする拡声機の使用
- (5) 災害、事故等における警戒活動若しくは救助活動又は防犯活動を行うためにする拡声機の使用
- (6) 電気、ガス、水道又は電気通信の事業に関する緊急の広報活動を行うためにする拡声機の使用
- (7) 祭礼、運動会等地域の慣習としての行事を行うためにする拡声機の使用

3 市長は、使用基準を定めようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(警告及び命令)

第40条 市長は、前条第1項の規定に違反して拡声機が使用されたことによりその周辺の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該違反行為を行っている者に対し、必要な警告を発し、又はその事態を除去するために必要な限度において、違反行為の停止その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(飲食店営業等に係る騒音の規制等)

第41条 飲食店営業その他の規則で定める営業（以下「飲食店営業等」という。）を行う者は、飲食店営業等に係る夜間（午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。以下同じ。）における騒音（音響機器音、楽器音その他客の出入りに伴う騒音を含む。次条において同じ。）の発生については、規則で定める基準を遵守しなければならない。

2 市長は、前項の規則で定める基準を定めようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

（改善勧告及び改善命令）

第42条 市長は、飲食店営業等に係る夜間における騒音が前条第1項の規則で定める基準に適合しないことにより当該騒音が発生する場所の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、当該営業を行う者に対し、期限を定めて、当該騒音の防止の方法の改善、当該営業の時間の制限その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで飲食店営業等を行っているときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

（飲食店営業等に係る利用者の責務）

第43条 夜間において、飲食店営業等を行う場所を利用する者は、みだりに、付近の静穏を害する行為をしてはならない。

第3節 自動車の排出ガス等に関する規制等

（自動車の運転者等の義務等）

第44条 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（同条第3項に規定する原動機付自転車を含む。以下同じ。）を運転する者は、アイドリング・ストップ（自動車を駐車し、又は停車するときに、当該自動車の原動機を停止することをいう。以下同じ。）等を行うことにより、自動車から発生する排出ガス及び騒音を最小限度にとどめるよう努めなければならない。

2 規則で定める規模以上の駐車場の設置者及び管理者は、当該駐車場を利用する者が駐車時にアイドリング・ストップをするよう周知しなければならない。

い。

3 自動車を使用し、又は所有する者（以下「使用者等」という。）は、自動車の必要な整備をすることにより、自動車から発生する排出ガス及び騒音を最小限度にとどめるよう努めなければならない。

4 市長は、前3項に規定する者に対し、それぞれ当該各項の規定を遵守して当該各項に規定する行為を実施するために必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

（自動車の使用抑制）

第45条 事業を営む使用者等は、合理的な運行管理、共同輸配送（事業者が共同して荷物等の輸送又は配送を行うことをいう。）の採用その他の輸送効率の向上等により、当該事業の用に供する自動車の走行量を抑制するよう努めなければならない。

2 前項に規定するもののほか、使用者等は、日常生活その他の活動において公共交通機関の利用等により、自動車の使用を抑制するよう努めなければならない。

（低公害車等の購入等）

第46条 自動車を購入し、又は使用しようとする者は、低公害車（窒素酸化物、粒子状物質等の排出がないか、又はその量が相当程度少ない自動車で規則で定めるものをいう。）又は排出ガスの発生量がより少ない自動車を購入し、又は優先して使用するよう努めなければならない。

第4節 地盤の沈下等に関する規制

（揚水施設の構造基準及び採取量の制限等）

第47条 何人も、市内において、地下水の利用を目的として、動力を用いて地下水を採取するための施設（以下「揚水施設」という。）を用いて地下水を採取しようとするときは、当該揚水施設の揚水機の吐出口の断面積（揚水機が複数あるときは、すべての揚水機の吐出口の断面積の合計。以下同じ。）の上限を21平方センチメートルとし、揚水機の吐出口の断面積が6平方センチメートルを超える場合はストレーナーの位置を、揚水機の吐出口の断面積が6平方センチメートル以下の場合は揚水機の出力を規則で定める基準に適合させなければならない。

- 2 市内において、地下水の利用を目的として、揚水機の吐出口の断面積が6平方センチメートル以下の揚水施設を用いて地下水を採取する者は、規則で定める採取量を超えて地下水を採取してはならない。
- 3 次に掲げる揚水施設については、前2項の規定は、適用しない。
 - (1) 温泉法（昭和23年法律第125号）第11条第1項の規定による許可が必要な揚水施設
 - (2) 工業用水法（昭和31年法律第146号）第3条第1項の規定による許可が必要な揚水施設
 - (3) 建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和37年法律第100号）第4条第1項の規定による許可が必要な揚水施設
 - (4) 千葉県環境保全条例（平成7年千葉県条例第3号）第39条第1項の規定による許可が必要な揚水施設
 - (5) 非常災害用等公益上必要と市長が認める揚水施設
 - (6) 特定の作業その他臨時的な用に供する揚水施設であって、市長が必要と認めるもの
- 4 市長は、第1項の規則で定める基準又は第2項の規則で定める採取量（以下「構造基準等」という。）を定めようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

（揚水施設の設置の届出）

第48条 市内において、揚水施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名）
 - (2) 揚水施設の設置の場所
 - (3) 揚水機の出力及び揚水能力
 - (4) 1日当たりの最大採取量及び月平均採取量
 - (5) ストレーナーの位置及び吐出口の断面積
 - (6) 地下水の用途
 - (7) その他規則で定める事項
- 2 前項の規定による届出には、当該揚水施設の配置図その他規則で定める書

類を添付しなければならない。

(経過措置)

第49条 構造基準等が変更された際現に前条第1項の規定による届出がされている揚水施設であつて、変更後の構造基準等に適合しないこととなるものがあるときは、市長が告示で指定する日から起算して1年を経過する日までの間に限り、当該揚水施設は、構造基準等に適合したものとみなす。

(揚水施設の変更の届出)

第50条 第48条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る同項第3号から第6号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(計画変更勧告)

第51条 市長は、第48条第1項又は前条の規定による届出があつた場合において、その届出に係る揚水施設が構造基準等に適合しないときは、その届出があつた日の翌日から起算して30日以内に限り、その届出をした者に対し、揚水施設が構造基準等に適合するよう揚水施設に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。

(実施の制限)

第52条 第48条第1項に規定する揚水施設を設置しようとする者又は第50条の規定により届け出なければならない事項の変更をしようとする者は、これらの規定による届出をした日の翌日から起算して30日を経過した日以後でなければ、当該届出に係る揚水施設を設置し、又は同項第3号から第6号までに掲げる事項を変更してはならない。

2 市長は、第48条第1項又は第50条の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名等の変更等の届出)

第53条 第48条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第48条第1項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその届出に係る揚水施設の使用を廃止したときは、その変更又は廃止の日の翌日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

第54条 第48条第1項の規定による届出をした者からその届出に係る揚水施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該揚水施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第48条第1項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（その届出に係る揚水施設を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該揚水施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により、第48条第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日の翌日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

（改善勧告及び改善命令）

第55条 市長は、揚水施設が構造基準等に適合しないときは、当該揚水施設を設置している者に対し、期限を定めて、構造基準等に適合するよう当該揚水施設を変更すべきことを勧告することができる。

2 市長は、第51条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで揚水施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

（地下水の採取量の測定、記録及び報告）

第56条 市内において、揚水施設を設置している者のうち、規則で定める者は、規則で定めるところにより、当該届出に係る揚水施設に係る地下水の採取量を測定し、その結果を記録するとともに、その内容を市長に報告しなければならない。

（地下水の採取量の減少勧告）

第57条 市長は、渇水等による地下水の著しい低下により地盤沈下の発生等生活環境に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、揚水施設により地下水を採取している者に対し、地下水の採取量を減少すべきことを勧告することができる。

第4章 良好な生活環境の保持等

（近隣的生活環境への配慮）

第58条 市民は、日常生活に伴って発生する音、振動又はにおいにより近隣の生活環境を損なうことのないよう相互に配慮し合い、良好な生活環境の保持に自ら努めなければならない。

2 事業者は、自らの事業活動に伴って発生する音、振動又はにおいにより近隣の生活環境を損なってはならない。

(生活排水の排出における調理くずの適正な処理等)

第59条 市民及び滞在者等は、生活排水を排出するときは、調理くず、廃食用油等の処理を適正に行うとともに、洗剤の使用に当たっては使用する量を少なくするなど、環境に配慮した使用に努めなければならない。

(資材等の崩落等の防止)

第60条 事業者は、その事業に使用する資機材又はその事業により生じた廃材等若しくは土砂等（土砂及びこれに混入し、又は吸着した物をいう。）（以下「資材等」という。）が、他の場所に崩落し、飛散し、又は流出しないよう必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、資材等が他の場所に崩落し、飛散し、若しくは流出し、又はこれらのおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、これらを防止するために必要な措置を講ずべきことを指導することができる。

(砂じんの飛散の防止)

第61条 土地の所有者又は占有者は、当該土地から砂じんを飛散させないように、へい、防じんカバー又は散水設備の設置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(投光器等の使用に当たっての市民生活への配慮)

第62条 何人も、投光器、サーチライト、スポットライト、レーザーその他これらに類する物を使用するときは、市民の生活環境を損なわないよう努めなければならない。

第5章 地球環境の保全

(地球環境の保全のための施策)

第63条 市は、地球環境の保全のため、次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) 温室効果ガス（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117

号) 第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。) の排出の抑制並びに
吸収作用の保全及び強化その他の地球温暖化を防止するための施策

(2) 資源又はエネルギーの消費の抑制又は循環的な利用のための施策

(3) オゾン層の保護及び酸性雨の防止に関する知識の普及及び啓発を図る
ための施策

(自然エネルギーの優先的な導入等)

第64条 市、事業者及び市民は、地球温暖化の防止及びオゾン層の保護のため、その事業活動又は日常生活において、自然エネルギーの優先的な導入及びエネルギーの使用の合理化に努めなければならない。

(動植物の多様性の確保及び生態系の保全)

第65条 市は、事業者及び市民と協働し、陸域及び水域における動植物の多様性の確保及び生態系の保全に係る施策を実施するものとする。

2 事業者は、自ら又は市及び市民と協働し、陸域及び水域における動植物の多様性の確保及び生態系の保全に努めなければならない。

3 市民は、自ら又は市及び事業者と協働し、陸域及び水域における動植物の多様性の確保及び生態系の保全に努めなければならない。

(グリーン購入)

第66条 市は、環境への負荷が少ない持続的発展が可能な社会の構築を図るため、グリーン購入(物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けるに当たり、その必要性を十分に考慮し、当該物品若しくは役務の環境情報(環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(平成16年法律第77号)第2条第2項に規定する環境情報をいう。以下同じ。))又は事業者に関する環境情報を勘案して行うことをいう。)に係る知識の普及及び啓発その他のグリーン購入を促進するための施策を実施するものとする。

2 市は、物品又は役務の調達に当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、積極的にグリーン購入を推進するものとする。

3 事業者及び市民は、グリーン購入に関し理解を深め、グリーン購入を行うよう努めなければならない。

第6章 雑則

(公害等に関する苦情の処理)

第67条 市長は、公害及び良好な生活環境を損なう行為に関する苦情について、市民の相談に応じ、かつ、適切に処理するものとする。

2 事業者は、その事業活動が原因となる公害及び良好な生活環境を損なう行為に関する苦情について、その責任において適切に処理しなければならない。

(公害に係る特別の措置の勧告)

第68条 市長は、事業者が事業活動に伴い公害を発生し、又は発生するおそれのある場合において、特別の措置を講ずる必要があると認めるときは、当該事業者に対し、その事態を除去するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(報告及び検査)

第69条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、ばい煙特定施設(第10条第3号に規定するばい煙特定施設をいう。以下同じ。)を設置する者、騒音等特定施設(第24条第1号に規定する騒音等特定施設をいう。以下同じ。)を設置する者、特定作業(第24条第2号に規定する特定作業をいう。以下同じ。)を行う者、特定建設作業(第36条に規定する特定建設作業をいう。以下同じ。)を伴う建設工事を施工する者、拡声機を使用して放送を行う者、夜間に飲食店営業等を行う者若しくは揚水施設を設置する者に対し、ばい煙特定施設の状況、騒音等特定施設の状況、特定作業の状況、特定建設作業の状況、拡声機を使用して行う放送の状況、夜間の飲食店営業等の状況、揚水施設の設置若しくは地下水の採取の状況その他必要な事項の報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、ばい煙特定施設を設置する者のばい煙特定施設を設置する工場等、騒音等特定施設を設置する者の特定工場等、特定作業を行う者の特定工場等、特定建設作業を伴う建設工事を施工する者の建設工事の場所、拡声機を使用して放送を行う者の放送を行う場所、夜間に飲食店営業等を行う者の飲食店営業等を行う場所若しくは揚水施設を設置する者の揚水施設を設置する場所に立ち入り、ばい煙特定施設の状況、騒音等特定施設の状況、特定作業の状況、特定建設作業の状況、拡声機を使用して行う放送の状況、夜間の飲食店営業等の状況、揚水施設の設置の状況若しくは地下水の採取の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができ

る。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(規則への委任)

第70条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

第71条 第20条第2項、第21条第3項、第35条第2項、第42条第2項又は第55条第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第72条 第38条第2項又は第40条の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

第73条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第14条第1項、第29条第1項、第30条第2項又は第37条第1項の規定による届出をしない者

(2) 第13条第1項、第14条第1項、第15条第1項、第27条第1項、第28条第1項、第29条第1項、第30条第1項若しくは第2項、第37条第1項、第48条第1項又は第50条の規定による届出について虚偽の届出をした者

(3) 第17条第1項、第32条第1項又は第52条第1項の規定に違反した者

(4) 第56条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(5) 第69条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第74条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前に改正前の浦安市公害防止条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の浦安市環境保全条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 改正後の第48条第1項の規定は、この条例の施行の際現に揚水施設を設置している者についても適用する。この場合において、同項中「設置しようとする者」とあるのは、「設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）」と読み替えるものとする。
- 4 前項の規定により適用される改正後の第48条第1項の規定による届出は、平成21年8月31日までに行わなければならない。
- 5 この条例の施行の際現に揚水施設を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）については、改正後の第47条第1項及び第2項、第55条並びに第56条の規定は、市長が告示で指定する日から起算して1年を経過する日までの間は、適用しない。
- 6 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月12日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。